

コーポレートガバナンスと内部統制

THKでは、コーポレートガバナンスを漸次強化していくとともに、コンプライアンスをはじめとした内部統制システムの充実を進め、長期安定的に株主利益の最大化を図れる企業となることを目指しています。

コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

THKのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、株主利益の最大化の観点から、株主に対し経営の透明性を高めるとともに、適切かつ効率的な経営を目指すことです。経営組織としましては、取締役会と監査役会を基本としつつ、戦略的かつ、取締役会における適切な意思決定を行うため、社長以下、役付取締役の4名を構成メンバーとする経営会議を設置しています。

経営会議は、取締役会での議論に必要な情報を担当セクションから収集し、必要に応じて弁護士や公認会計士等の第三者の立場から意見を聴取した上で議論を行い、情報と論点の整理を行っています。

取締役会ではこれをもとにさらに議論を重ね、会社としての最終的な経営意思決定を行っています。取締役会については16名で構成されており、現時点では社外取締役は設置していません。

監査役会については、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会の機能強化による監督機能の充実にも努めています。

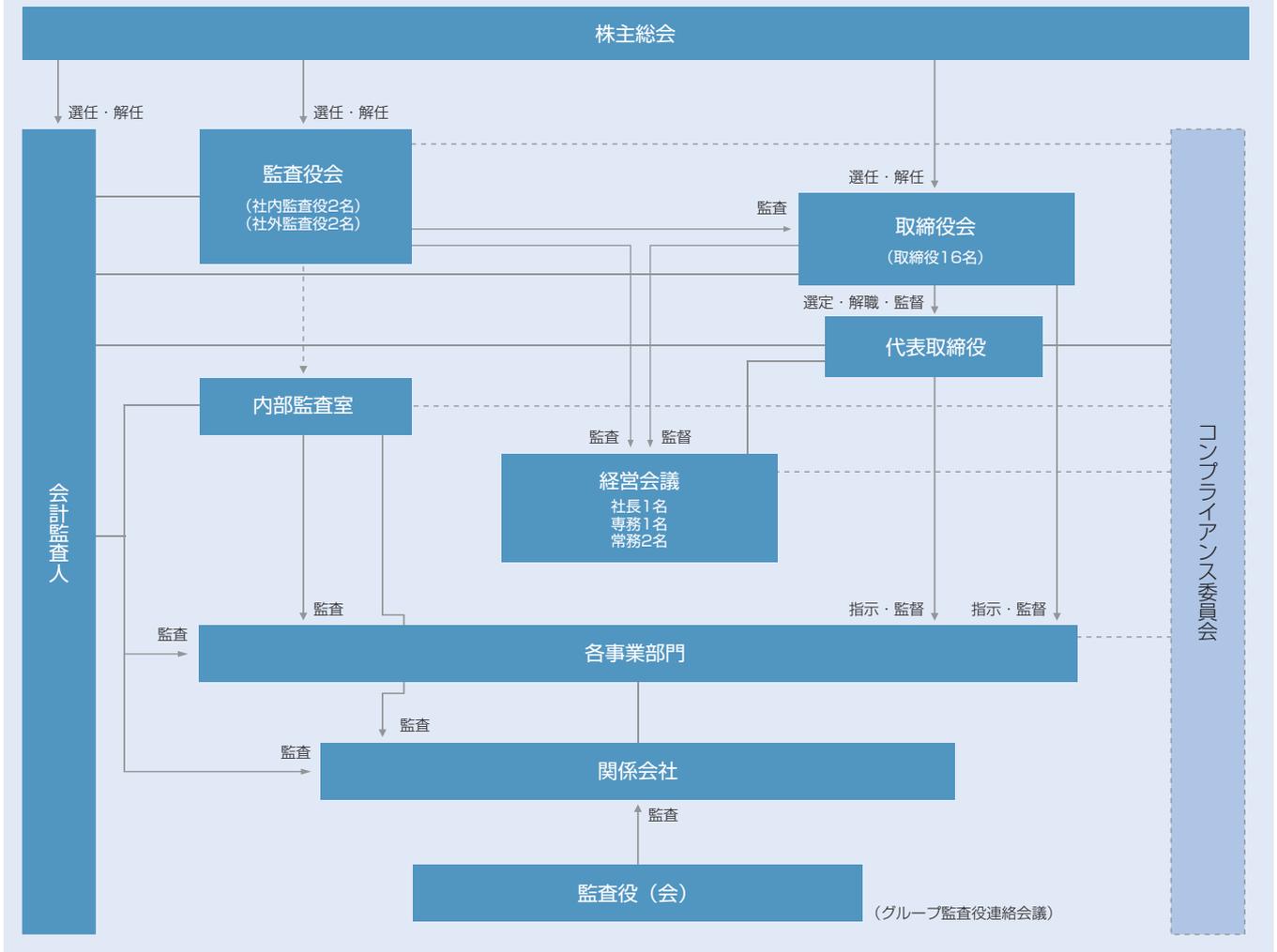
経営の透明性および的確な意思決定を実践するための取り組み

THKでは、他社との厳しい競争や顧客のニーズの高度化が進む経営環境下において顧客の視点に立った製品・サービスを開発・提供していくためには、生産、販売、品質管理等の使用人を兼務する取締役が互いに連携して業務を遂行することが重要であり、こうした取締役が経営の重要事項の決定に関与すべきと考えています。そのため現時点では、社外取締役は設置していませんが、経営に対する責任を明確にするために取締役の任期を1年としています。

また、経営監督機能と業務執行機能を分離させるため、役付取締役は担当業務を有さないものとし、監督機能の独立性を確保しています。加えて、使用人を兼務している取締役による相互監視と社外監査役を含む監査役による経営の監査を行うこととしています。

監査役は会計監査人と連携し、随時会計監査人から監査の経過、内容につき報告を受けており、監査の実施状況、結果につき把握するようにしています。また、内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて、業務執行の忠実性、確実性、合理性、さらには経営効率性を評価すべく、内部監査を恒常的に実施しています。監査役は監査業務に必要な事項を内部監査室所属の職員に指示するとともに、内部監査室と連携して監査手続きを遂行しています。また、当社を含めた国内の全グループ会社の監査役は、定例の連絡会を開催し、監査慣行についての情報を交換しています。

コーポレートガバナンスの組織図



積極的な企業情報開示

THKでは、以前から全てのステークホルダーの方々とのコミュニケーションの充実を極めて重要なものと位置づけ、積極的な情報開示、適正かつ公平な情報開示に努めています。

特に、株主利益の最大化をコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とするTHKでは、株主・投資家の皆様への情報開示の充実に力を入れており、経営理念を最上位の概念とし、長期経営目標、中期経営計画、年度計画からなる経営体系とそれらの目標ならびに計画の進捗状況を定期的に発表しています。株主総会の運営にあたっては、6月下旬の株主総会集中時期を避け、比較的出席しやすいと思われる6月中旬の土曜日に株主総会を開催しています。

なお、財務情報の開示にあたっては、会計基準に準拠して作成するとともに、監査役によるモニタリング、独立監査法人による監査の実施により、その信頼性を高めることに努めています。

内部統制システムの整備状況

2006年4月、THKでは「内部統制基本方針」を定め、業務を適正に確保するための体制を整備しています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務を適正に確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「THK基本方針」を制定する。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会およびその下部組織として、各業務部門の代表をメンバーとするコンプライアンス部会を設置する。コンプライアンス委員会は、社外の専門家もそのメンバーに加え、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。法令上疑義のある行為等について、従業員が、匿名で、社外の専門家にも直接情報提供を行なう手段として、「THKヘルプライン」を設置、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行なうものとし、組織横断的なリスク状況の監視および全社的な対応はリスク管理室が行なうものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を定める。各部門を担当する取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会は、ITを活用して月次および四半期ごとの進捗状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。当社取締役およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会ならびに当社およびグループ各社における内部統制に関する前記の担当部署へ報告する。担当部署は、内部監査報告の結果を受けて、必要に応じてグループ各社に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行なう。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、THKヘルプラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告者、報告受領者、報告の時期等の報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとするが、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、および、重大な法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、使用人から監査役に直接報告することができるものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、専務取締役、常務取締役それぞれとの間の定期的な意見交換会を開催する。